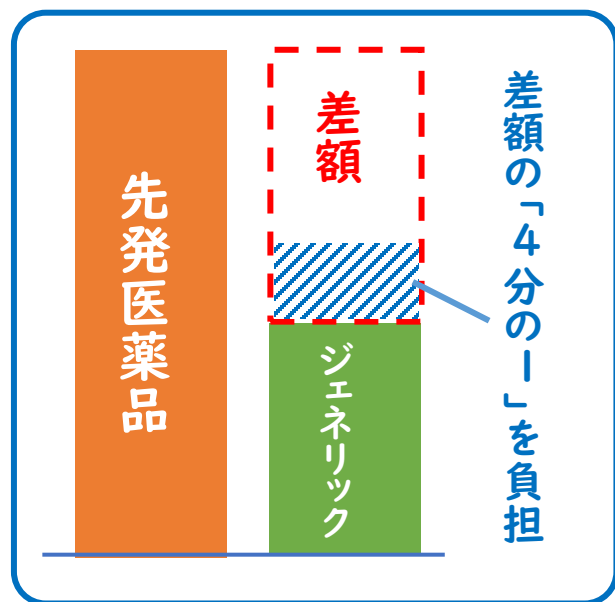


患者さん・ご家族の皆様へ 病院から大切なお知らせ

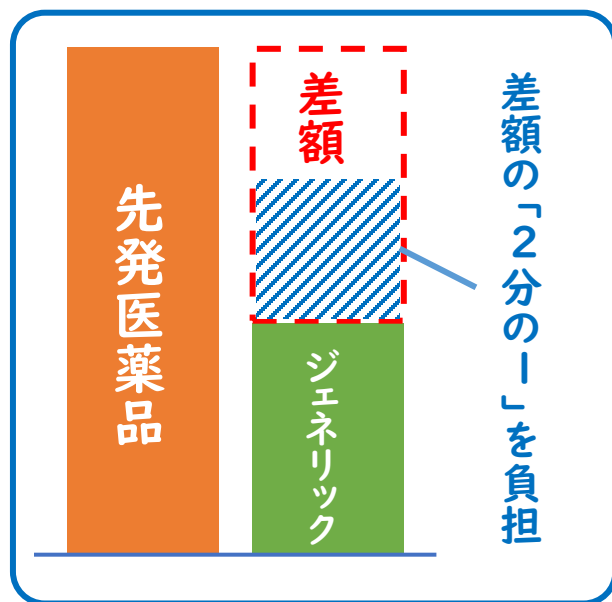
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合、特別な料金をお支払いいただきます。

2026年6月より、**患者さんの負担金額が変更になります。**
詳細は下記の通りです。

2026年5月まで



2026年6月から



患者さんにご家族の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

鷹揚郷腎研究所弘前病院 院長

先発医薬品（長期収載品※）にかかる 選定療養費について

2026年6月より医療上必要があると認められた医薬品以外を、患者さん希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品（ジェネリック薬品）との差額の一部（後発品最高価格帯の2分の1の金額）が選定療養費として患者さんの自己負担となります。選定療養費は保険給付ではないため、公費も適応になりません。

※長期収載品とは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品

対象となる長期収載品

- ・ 後発品がある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率50%以上のものなど要件にあった品目です。
（対象となる医薬品リストは、厚生労働省ホームページで公表されています）

対象外

- ・ 医師が医療上の必要があると判断して長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養費としての自己負担は発生しません。

※ 選定療養費は、別途消費税がかかります。

※ 選定療養費のお支払いは …… 院内処方の場合は当院
院外処方の場合は調剤薬局